

記入例(新様式)		建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)				
分別解体等の計画等						
工作物の構造 (解体工事のみ)		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他()				
工事の種類		☒ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☒ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他()				
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ)		☒ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☒ アスファルト・コンクリート ☐ 木材				
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他()				
	周辺状況	周辺にある施設 ☒ 住宅 ☐ 商業施設 ☒ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 3 m その他(幹線道路上での工事、交通量が多い)				
工作物に関する調査の結果及び 工事着手前に実施する措置の内容			工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☒ 不十分 その他(工作機械の置き場所がない)		隣地を借用 道路占用許可済 道路使用許可済	
	搬出経路		障害物 ☒ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 12 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他(現道使用のため支障なし)		交通整理員の常駐	
	石綿 (解体・維持・修繕工事のみ)		☐ 有	特定建設資材への付着物	☐ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿吹付けロックウール等) ☐ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施
				その他	☐ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定建設資材以外のものに吹付けられた石綿) ☐ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材等) ☐ 非飛散性石綿(スレートボード等)	☐ 飛散性石綿に関する諸官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) ☐ 飛散性石綿の適正処理の実施 ☐ 非飛散性石綿の適正処理の実施(※事前措置が必要な場合)
			☐ 無			
その他付着物有害物質等		☐ 有 ☒ 無				
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容		分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設		仮設工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工		土工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎		基礎工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造		本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()		その他の工事 ☐ 有 ☒ 無		☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()				
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み(解体工事のみ)		トン				
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ)		種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分(注)	
			☒ コンクリート塊	10 トン	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
			☒ アスファルト・コンクリート塊	230 トン	☐ ① ☒ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
			☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥	
			(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考						

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。